



ひまわりてれび

ケーブルプラス電話 重要事項説明書

ケーブルプラス電話 利用規約

ケーブルプラス電話について【確定版】

「ケーブルプラス電話」に関する説明事項(重要)

本説明事項(重要)は「ケーブルプラス電話」に関するものです。

(1)サービス名称・[区分]

ケーブルプラス電話・[IP電話サービス]

(2)本サービスを提供する会社

JCOM 株式会社(以下「JCOM」)

ただし、電話番号の設定および緊急通報(110/118/119)については KDDI 株式会社(以下「KDDI」)

(3)お問い合わせ先

	長崎県エリアのお客様	熊本県エリアのお客様
お問合せ先	(株)ひまわりてれび 0957-37-6177 受付時間 9:00~18:00 info@himawarinet.ne.jp	(株)ひまわりてれび玉名営業所 0968-71-0805 受付時間 9:00~18:00 tamana@himawarinet.ne.jp

(4)ご留意事項

①サービスについて

- 料金やサービスは、改善等のため予告なく変更する場合があります。
- 記載の内容は 2025 年1月 14 日現在の情報です。

②請求についてのご注意

- 本サービスのご利用料金はお申込みいただいた株式会社ひまわりてれびから請求させていただきます。
ただし、国際オペレータ通話等の請求書は、ご利用発生翌月に KDDI からご契約者に直接送付させていただきます。

③個人情報のお取り扱いについてのご注意

- KDDI および JCOM が本サービスのお申込みに際して取得する個人情報の利用目的につきましては、本サービスの提供、料金請求業務、自己の既存サービス・新サービスのご案内、アンケート調査の実施、利用促進等を目的としたキャンペーンの実施、サービスの開発・評価・改善、その他契約約款等に定める目的に利用すること、とします。

④au IDについて

- ケーブルプラス電話のお申込みにより、ケーブルプラス電話の契約が登録されたau IDを KDDI が払い出します。au IDは、My au のログインに利用します。なお、au IDの利用は KDDI の「ID利用規約」によります。

⑤その他

- 本紙に記載しているサービス名称は一般に各社の商標または登録商標です。

(5)サービス内容

- 国内加入電話、国際、携帯電話、IP電話等向け通話をご利用いただけます。
- 現在お使いの電話番号を継続して本サービスでご利用可能です(詳細については「(8)-1 番号ポータビリティをご利用の場合」をご確認ください)。
- 「110(警察)」「118(海上保安庁)」「119(消防)」への発信が可能です。
- 本サービスは ISDN をご利用いただけません。
- 停電時はご利用になれません(携帯電話やお近くの公衆電話をご利用ください)。

(6)契約・お申込みについて

- このお申込みによる契約は、KDDI および JCOM のケーブルプラス電話サービス契約約款によるものとします。
- お申込みを受付した場合でも KDDI または JCOM の設備の都合により、本サービスをご利用いただけないことがあります。
- 現在、110 番、119 番非常通報装置(注1)、または緊急通報等を行なう自動通報装置(電話機)(注2)をご利用のお客様は、本サービスで継続してご利用いただくことはできません。このため、本サービスはお申込みいただけません。
(注1)非常ボタン等を押すことにより 110 番(警察)、119 番(消防)へ自動的に発信し、発信元の情報を自動音声で伝える装置。
(注2)主に各自治体が高齢者の方や体の不自由な方などに提供している電話機で、ボタンを押すことにより緊急通報を行なうことができるものでペンダントタイプの場合もあります。「緊急通報システム」「あんしん電話」等の名称で呼ばれています。
- 本サービスは、ネットワークの保守メンテナンス等により、ご利用いただけない場合があります。
- お申込者が未成年の場合は、親権者の同意を得た上でお申込みください。
- お申込者は、この契約に基づく契約者の地位を第三者に譲渡することはできません。

(7)緊急通報(110/118/119)について

- 「110(警察)」「118(海上保安庁)」「119(消防)」ヘダイヤルした場合は、ご契約者の住所・氏名・電話番号が接続相手先(警察、海上保安庁、消防)に通知されます(一部の警察・海上保安庁・消防を除く)。なお、回線毎の非通知設定が適用されませんので、通知を拒否される場合は、一通話毎に「184」を付けてダイヤルしてください。

(8)電話番号の継続利用について

(8)-1.番号ポータビリティをご利用の場合

- 本サービスで利用する電話番号について、番号ポータビリティ(※)を利用することができます。
※番号ポータビリティとは、電話サービス提供会社(以下「事業者」)を変更しても同じ電話番号を継続して利用できるようにする取扱いです。
- KDDI および JCOM グループ会社以外の事業者(以下「他事業者」といいます)から本サービスへの番号ポータビリティを利用した移行に際し、現在ご利用中の電話サービスは終了(NTT加入電話、INSネット 64 は休止、NTT加入電話・ライトプラン、INSネット 64・ライトを含む他事業者の電話サービスは解約)となります。他事業者への手続きは KDDI が行ないます。お客様による手続きは必要ありません。また、本サービスへの移行に際し、移行元の他事業者(以下「移行元事業者」といいます)より連絡がある場合があります。
※NTT加入電話、INSネット 64 からの番号ポータビリティを利用した移行の場合は休止工事費 3,000 円(税込 3,300 円)が別途NTT東日本・NTT西日本よりお客様に請求されます。その他の番号ポータビリティを利用した移行の場合は移行元事業者が定める提供条件により、解約に係る違約金、工事費等のお客様不利益事項が発生する場合がありますので、必要に応じ工事日までに移行元事業者へご確認ください。
※付加サービスも含めて自動的に解約となるかどうかについては、必要に応じお客様から移行元事業者へご確認ください。
- 移行元事業者による電話番号ポータビリティの設定完了をもって本サービスの利用開始となります。
- 番号ポータビリティの工事当日は、工事に伴い電話利用不可時間が発生する場合があります、その際は緊急通報機関からの折り返し含め電話が利用できない場合があります。
- 番号ポータビリティに関する取扱いにおいて、契約者名義、お客様連絡先、設置場所、工事希望日等の情報は、移行先事業者、移行元事業者および番号取得事業者との間で必要に応じて共有することがあります。
- 番号ポータビリティは移行元事業者の契約者(名義人)の同意を得た上でお申込みください。
- 番号ポータビリティは以下の条件に合致した場合にご利用可能となります。
 - ・お申込みの電話番号が、他事業者が提供する固定電話サービスでご利用中の 0ABC で始まる番号(A、B、C は 0 以外)であること。
 - ・現在お申込者が使用している電話番号であり、ご利用場所の変更がないこと(ご利用場所が変更になる場合、番号ポータビリティをご利用いただけない場合があります)。※番号ポータビリティをご利用いただけない場合は KDDI より新しい電話番号を提供いたします。
- ピンク電話、公衆電話、臨時電話で利用中の電話番号は、番号ポータビリティのお申込みができません。
- 移行元の電話サービスで利用していた ADSL、光ファイバ等のアクセス回線は、本サービスへの移行後も自動解約とならずに定額料金が発生する場合がありますので、必要に応じてお客様から解約の手続きを行なってください。
- ご利用場所の変更を伴う番号ポータビリティによって移行した後に移行元事業者の電話サービスに戻ることができるかを確認する必要がある場合、移行元事業者にお問合せください。
- その他、現在の電話サービスにおいてご利用中のサービスの取扱いについては、サービス提供会社へお問い合わせください。
- 本サービスでは、ISDN の各種機能、ISDN 専用電話機や ISDN 専用端末はご利用いただけません。また、DSU、TA(ターミナルアダプタ)はご利用いただけません。
- NTT東日本・NTT西日本の加入電話、INSネット 64 の休止の場合、NTT東日本・NTT西日本より休止連絡票(「利用休止のお知らせ」)がお客様に送付されます。休止連絡票(「利用休止のお知らせ」)は、再度NTT東日本・NTT西日本をご利用の際等に必要となりますので、大切に保管してください。
※他事業者からの番号ポータビリティの場合は休止連絡票(「利用休止のお知らせ」)が送付されることはありません。
- NTT東日本・NTT西日本の加入電話、INSネット 64 の利用休止期間は原則 5 年です。ただし、お客様のNTT東日本・NTT西日本への申告により 5 年単位で期間の更新が可能です。延長を行わない場合、更に 5 年を経過した時点で権利が失効となる場合がありますので、ご注意ください。詳しくはNTT東日本・NTT西日本にお問い合わせください。
- レンタル電話等の機器リースをご利用の場合は、ケーブルプラス電話の開通日までに、NTTファイナンス(株)(連絡先:0120-255-805)へご連絡ください。またNTT東日本・NTT西日本から単体電話機(黒電話・カラー電話機・プッシュホン)をレンタルされている場合は、ケーブルプラス電話をお申込みいただく前に、必ずNTT東日本・西日本(116)へ「買い取り」または「レンタル終了(NTTへの返却)」をご連絡ください。

(8)-2. ホーム電話／ホームプラス電話／auひかり電話サービスからの同番移行の場合

- 本サービスで利用する電話番号について、同番移行(※)を利用することができます。
※同番移行とは、JCOM の電話サービス(本サービス／ケーブルプラス光電話)、JCOM グループの電話サービス(J:COM PHONE プラス／J:COM PHONE ひかり)または KDDI の電話サービス(ホーム電話／ホームプラス電話／auひかり電話サービス)を元に提供される電話サービス(JCOM の電話サービスおよび JCOM グループの電話サービスとあわせて以下「JCOM の電話サービス等」)でご利用中の電話番号を、他の JCOM の電話サービス等において利用することができるようにする取扱いです。
- ケーブルプラス光電話／J:COM PHONE プラス／J:COM PHONE ひかり／ホーム電話／ホームプラス電話から本サービスへの同番移行に際し、ケーブルプラス光電話／J:COM PHONE プラス／J:COM PHONE ひかり／ホーム電話／ホームプラス電話は解約となります。解約手続は JCOM が行いますので、お客様による手続は必要ありません。
- auひかり電話サービスから本サービスへの同番移行に際し、auひかり電話サービスは自動解約となります。解約手続は JCOM が行いますので、お客様による手続は必要ありません。

※auひかりネットサービス・テレビサービスの取扱いについては、KDDI またはご契約のプロバイダへお問い合わせください。

- ケーブルプラス光電話／J:COM PHONE プラス／J:COM PHONE ひかり／ホーム電話／ホームプラス電話／auひかり電話サービスでご利用中の付加サービスも解約となりますので、本サービス申込時に改めてお申込み下さい。なお、電話帳掲載につきましても改めてお申込みが必要になります。
- ケーブルプラス光電話／J:COM PHONE プラス／J:COM PHONE ひかり／ホーム電話／ホームプラス電話／auひかり電話サービスからの同番移行は、以下の条件に合致した場合に可能となります。
 - ・ケーブルプラス光電話／J:COM PHONE プラス／J:COM PHONE ひかり／ホーム電話／ホームプラス電話／auひかり電話サービスのご利用場所とケーブルプラス電話のご利用場所が同一住所であること(ご利用場所が異なる場合、番号継続が出来ない場合があります)。※同番移行が出来ない場合、KDDI より新しい電話番号を提供いたします。

(9)本サービスの機能について

- ご利用いただけない通話・通信先がございます(詳しくは「【別表1】接続可否」をご参照ください)。
- 「0088」等の事業者識別番号による電気通信事業者を指定した発信はできません。ACR 機能は停止して利用することをお勧めします。
※「0088」等の事業者識別番号の後に国内・携帯・国際(自動ダイヤル)等の本サービスで提供可能な電話番号をダイヤルした場合、本サービスのご利用となりその通話料金が適用されます。
- 以下の機能・各種サービスはご利用いただけません(詳しくは「【別表2】ご利用いただけない機能・サービス」をご参照ください)。

ISDN G4 FAX 通信／スーパーG3 FAX 通信 パケット通信 プッシュ回線の短縮ダイヤル機能 i-ナンバー	ユーザー間情報通知(UUI) ボイスワープセレクト等ボイスワープの一部機能 電話機能付インターホン(ドアホン) 代表組み ダイヤルイン BizFAX
--	---

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。

- 以下の機能・各種サービスはご利用いただけない場合があります。

機能・サービス		備考
モデム通信 等	ガス・電気・水道等の遠隔検針	発信先の電話番号、通信方式によりご利用いただけない場合があります。 必要に応じてサービス提供者や製造会社へお問合せください。
	セキュリティサービス	
	ダイヤルアップによるインターネット接続	
	その他モデム通信	

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。

※FAX は概ねご利用いただけます。

(10)104 番号案内

- 104 番号案内をご利用いただけます。

(11)ご利用料金

(11)-1.料金に関するご注意

- 本サービスのご利用料金はお申込みいただいた株式会社ひまわりてれびから請求させていただきます。
※国際オペレータ通話等の請求書は、ご利用発生の翌月に KDDI からご契約者に直接送付させていただきます。
- 請求書の発行時期、料金のお支払い方法については、株式会社ひまわりてれびの定めるところによります。
- 基本料についてはご利用開始月および解約月については日割料金となります。また、付加サービス利用料については利用開始月は無料、解約月は全額のご請求となります。ただし、基本料・付加サービス利用料について同じ月にご利用開始と解約を行なった場合は全額のご請求となります。
- ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料については毎月月末時点においてご契約中のお客様に全額(※)をご請求させていただきます。
※支援機関が原則1年度ごとに算定し、総務大臣認可を経て決定される電話リレーサービス料の「番号単価」については、月によって適用される金額が異なることがあります。
- 実際の請求時の消費税は、本紙に記載する料金の表示額の合計とは異なる場合があります。
- 本紙に記載する料金とは別に、開通または解約の際に株式会社ひまわりてれびが設定する工事費等がかかる場合があります。詳しくは株式会社ひまわりてれびにお問い合わせください。
- 保守費用につきましては実費を請求させていただきます。

(11)-2.月額利用料

a.定額利用料

基本料	1,330 円(税込 1,463 円)
-----	---------------------

b.その他料金

通話明細発行 ^注	200 円(税込 220 円)
---------------------	-----------------

注 通話明細は JCOM よりご契約者に送付させていただきます。

(11)-3.通話料

種別		通話料(税抜)	通話料(税込)
ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話、ホーム電話向け通話 「J:COM PHONE プラス」「J:COM PHONE ひかり」向け通話 ^{注1}		無料	
国内加入電話向け通話	市内通話	8 円／3 分	8.8 円／3 分
	県内市外通話 ^{注2}		
	県外通話 ^{注2}	15 円／3 分	16.5 円／3 分
国際通話 ^{注3}	ダイヤル通話	例: アメリカ本土宛 9 円(免税)／1 分 フィリピン宛 35 円(免税)／1 分 中国宛 30 円(免税)／1 分	
携帯電話向け通話	au/UQ mobile 宛	15.5 円／1 分	17.05 円／1 分
	上記以外宛 ^{注4}	16 円／1 分	17.6 円／1 分
IP 電話向け通話		10 円／3 分	11 円／3 分
特別番号への通話	時報(117)	8 円／3 分	8.8 円／3 分
	天気予報(177)	市内・県内市外 8 円／3 分 県外 15 円／3 分	市内・県内市外 8.8 円／3 分 県外 16.5 円／3 分
	番号案内(104) ^{注5}	200 円／案内	220 円／案内
	電報(115)	アルティウスリンク株式会社設定料金 ^{注6}	
	災害用伝言ダイヤル(171)	8 円／1 分	8.8 円／1 分
	行政 1XY サービス(188・189)	NTTコミュニケーションズ設定料金	
	ナビダイヤル(0570-)	NTTコミュニケーションズ設定料金	

注1 「J:COM PHONE プラス」「J:COM PHONE ひかり」は JCOM グループ会社が提供する電話サービスです。

注2 県内・県外の区分は郵政省令第 24 号(平成 11 年 7 月 1 日施行)によって定められた都道府県の区域に従っており、行政区分とは異なる場合があります。

注3 その他の国・地域、オペレータ通話の通話料についてはお問合せいただくか、JCOM のホームページ(<https://www.jcom.co.jp/catv-service/phone/cableplus/charge/asia/>)でご確認ください。

注4 衛星電話への通話等、一部通話料が異なる場合があります。詳細は JCOM のホームページ(<https://www.jcom.co.jp/catv-service/phone/variouscallcharges/>)でご確認ください。

注5 障がい者向け無料案内サービス「スマイル案内」をご利用希望の方は、初回利用時にご登録して頂きます。

注6 アルティウスリンク株式会社の「でんぼっぽ」につながります。

(11)-4.ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料

ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス支援機関（電気通信事業者協会）が公表する認可料金の相当額
電話リレーサービス料	電話リレーサービス支援機関（電気通信事業者協会）が公表する認可料金の相当額

※ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料は、1 電話番号毎に請求させていただく月額料金です。

※認可料金は、それぞれの支援機関がユニバーサルサービス料の場合は原則 6 ヶ月ごとに、電話リレーサービス料の場合は原則 1 年ごとに算定し、総務大臣認可を経て決定される「番号単価」を指します。詳しくはそれぞれの支援機関のホームページをご参照下さい。
(ユニバーサルサービス料: <https://www.tca.or.jp/universalservice/>、電話リレーサービス料:

https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/)

※ユニバーサルサービス料や電話リレーサービス料に係る制度およびお客様への請求につきましては、次の URL をご参照下さい。

ユニバーサルサービス料に係るもの: <https://www.jcom.co.jp/catv-service/universal/>、電話リレーサービス料に係るもの: <https://www.jcom.co.jp/catv-service/telephonerelay/>

(11)-5.手続きに関する料金

a.初期費用

契約料	無料
番号ポータビリティ	無料

b.その他料金

番号変更	1 手続きあたり 2,000 円(税込 2,200 円)
------	------------------------------

※加入月の翌月末日までの番号変更は無料です。

(11)-6.付加サービス利用料

サービス名	月額利用料
割込通話	300 円(税込 330 円)
発信番号表示	400 円(税込 440 円)
番号通知リクエスト ^{注1}	200 円(税込 220 円)
割込番号表示 ^{注2}	100 円(税込 110 円)

迷惑電話自動ブロック	300 円(税込 330 円)
着信転送 ^{注3}	500 円(税込 550 円)

注1 発信番号表示の契約が必要です。また、利用にあたり利用開始の設定が必要です。詳しくは後日お送りする「ケーブルプラス電話 ご利用ガイド」をご確認下さい。

注2 割込通話・発信番号表示の契約が必要です。

注3 My auからのお申込みはできません。ケーブルテレビ会社へご連絡ください。また申込みに際し、ケーブルプラス電話のご契約者本人に相違ないことを確認させていただきます。本人確認に必要な書類は、電気通信事業法に定める電気通信番号計画 別表第4 本人特定事項の確認方法 1(1)および6にて指定された、運転免許証、パスポート、国民健康保険、健康保険、印鑑登録証明書等を指します。申込後、転送先電話番号・転送パターンの設定が必要です。詳しくは後日お送りする「ケーブルプラス電話 ご利用ガイド」をご確認下さい。

(11)-7.割引料金

①auまとめトーク(ケーブルプラス電話からの発信通話について) *auケータイからの発信通話についてはau→自宅割の適用条件によります

概要	JCOM に登録されたご契約者の連絡先電話番号にauまたは povo1.0 の携帯電話の電話番号が登録されている場合で、ケーブルプラス電話とauまたは povo1.0 の携帯電話*1 のご登録契約者氏名が同じ、もしくはご登録住所が同じ場合、以下の通話につき通話料相当額を割引し、無料といたします。 ① auひかり 電話サービス*2・auひかり ちゅら 電話サービス・ホームプラス電話・au one netの 050 電話サービス・コミュファ光電話*2への国内通話 ② au携帯電話および JCOM が指定する携帯電話サービス*3(以下あわせて「au携帯電話等」)への国内通話(au世界サービス対応機種への国外通話の場合、発信元は無料ですが、着信先に通話料がかかります。) ※ その料金月の末日において、ご登録の電話番号が解約・休止などの場合、UQ mobile や povo2.0 のものの場合、本割引の対象外となります。※ JCOM に登録されたご契約者の連絡先電話番号について、内容の変更*4があった場合、あらためて届出が必要です。届出されていなかった場合、本割引の対象外となることがあります。 *1 au携帯電話等には沖縄セルラー電話株式会社に係るものも含まれます。 *2 付加サービスの 050 電話サービスを含みます。 *3 UQ mobile、povo1.0 および povo2.0 ならびにこれらの設備を利用した一部の携帯電話サービスを含みます。 *4 携帯電話番号ポータビリティによる事業者の変更を含みます。
注意事項	・料金月の月末において、登録されているauまたは povo1.0 の携帯電話が解約・休止等の場合、auまとめトークの割引はありません。 ・本割引の適用について、KDDI、沖縄セルラー電話株式会社および株式会社ひまわりてれびに通知されることについて、承諾していただきます。

②オプションお得パックについて

概要	ケーブルプラス電話の回線で、割込通話、発信番号表示、番号通知リクエスト、割込番号表示および迷惑電話自動ブロック(以下あわせて「対象付加サービス」)の付加サービス利用料が同時に発生する場合*、その付加サービス利用料の合計額 1,300 円(税込 1,430 円)を、690 円(税込 759 円)に割引します(オプションお得パック)。 ※オプションお得パックは、対象付加サービスの付加サービス利用料が発生する月のその付加サービス利用料に自動で適用されます。
----	--

③迷惑電話自動ブロック月額利用料割引について

概要	迷惑電話自動ブロックのご利用開始月(注)の翌月において、迷惑電話自動ブロックの付加サービス利用料 300 円(税込 330 円)(②欄のオプションお得パックの適用があるときは、オプションお得パック適用後の付加サービス利用料の合計額 690 円(税込 759 円))から 300 円(税込 330 円)を割引します。注 付加サービス利用料については、ご利用開始月は原則無料です。(「(11)-1.料金に関するご注意」参照)
----	--

(12)宅内機器について

- 本サービスをご利用の際は、株式会社ひまわりてれびが設置する宅内機器を JCOM が指定する方法に則って接続してご利用ください。指定外の機器に交換したり、指定外の接続をされる場合、約款の規定に反する行為とみなしサービスの提供をお断りする場合があります。
- 宅内機器の電源は、常に ON の状態でご利用願います。電源が OFF の状態では発信／着信ができなくなりますのでご注意ください。
- 本サービスは、宅内機器と接続された電話機からのみご利用いただけます。
- 宅内機器の仕様は、予告無く変更となる場合があります。
- 宅内機器には動作ソフトの自動バージョンアップ機能があります。バージョンアップの際には、機器の起動に時間を要したり、機器が再起動することがあります。また、再起動するとサービスが一旦停止します。
- 宅内機器に故障が生じた際はご利用の株式会社ひまわりてれびが交換・修理対応をいたしますが、お客様責任による故障・紛失の場合は実費請求いたします。
- 宅内機器をラジオなどの電波を受信する機器の近くで使うと、受信障害(ノイズ)を引き起こすことがあります。このような場合は、宅内機器とラジオなどを離してご使用ください。

(13)本サービスの解約について

- 本サービスを解約される場合には株式会社ひまわりてれびへお申し出ください。また、転居に伴う解約に際し、転居先においてauひかり電話サービスへご加入予定で、その際現在の電話番号の継続利用を予定されている場合は、その旨を必ず株式会社ひまわりてれびへお申し出下さい。

- 宅内機器等については、株式会社ひまわりてれびにて撤去工事を行ないます。
- 番号ポータビリティを利用してご利用の本サービスの電話番号を他事業者が提供する電話サービスで継続して利用される場合は、事前に、当該他事業者へ番号の継続利用を希望する旨、お申し出ください。
- 番号ポータビリティを利用して他事業者が提供する電話サービスに移行する場合、移行先事業者での電話番号の継続利用の設定完了後、本サービスはご利用いただけなくなります(ご申告いただいてから移行先事業者での手続き完了までは本サービスでのご利用となります。)
- 番号ポータビリティを利用して他事業者が提供する電話サービスに移行しようとする場合、電話番号の継続利用に要する期間および料金等(移行可否を含む)については移行先事業者にご確認ください。

(14)本サービスの提供条件を説明する会社

株式会社ひまわりてれび(代理店届出番号:第J1913010号)

【別表1】接続可否

発着区分	種別	ダイヤル	接続可否	説明	備考
電話をかける 場合	1XYの3桁番号 サービス (一部4桁)	104	○	番号案内	
		110	○	警察(緊急呼)	
		111	×	線路試験受付	
		113	×	故障受付	NTT東日本・NTT西日本の故障受付にはつながりません。
		115	○	電報受付	アルティウスリンク株式会社の「でんぼっぽ」につながります。
		116	×	営業受付	NTT東日本・NTT西日本の営業受付にはつながりません。
		117	○	時報	
		118	○	海上保安(緊急呼)	
		119	○	消防(緊急呼)	
		122	○	固定優先解除	122をダイヤルした後に続けて本サービスでご利用可能な事業者識別番号(0091で始まる番号を除く)をダイヤルした場合、そのダイヤルした事業者識別番号を利用せずに相手先へ電話をかけたことになります。
		125	×	でんわ会議	
		142	○	着信転送[JCOM付加サービス]	JCOMの「着信転送」サービスの設定変更が可能です。
		144	○	迷惑電話撃退, 迷惑電話自動ブロック [JCOM付加サービス]	JCOMの「迷惑電話撃退」「迷惑電話自動ブロック」サービスの設定変更が可能です。
		147	×	ボイスワープセレクト	
		148	○	番号通知リクエスト[JCOM付加サービス]	JCOMの「番号通知リクエスト」サービスの設定変更が可能です。
		161～167	×	ファクシミリ通信網等	
		171	○	災害用伝言ダイヤル	
		177	○	天気予報	
		184-	○	発信者番号通知拒否	
		186-	○	発信者番号通知	
		188/189	○	行政1XYサービス	
	0A0から始まる 電話番号	010-	○	国際電話	
		050-	○	IP電話	ほぼ全てのIP電話事業者と通話可能です。
		070-/080- /090-	○	携帯電話	
電話をかける 場合	0AB0の4桁番号 サービス	0120-	○	フリーダイヤル/フリーコールDX/フリー アクセス	フリーダイヤル等のご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります
		0570-	○	ナビダイヤル	ナビダイヤルのご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります
		0800-	○	フリーダイヤル/フリーコールDX/フリー アクセス	フリーダイヤル等のご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります
		0990-	×	災害募金サービス	
	00XYの事業者 識別番号 (KDDI提供)	0077-	○	各種サービス (フリーコール、DODサービス等)	
		0051- 0053-1- 0053-9- 0055- 0056- 0057-	○	国際オペレータ通話等各種国際電話 サービス	
		0077-22- 0077-80- 0077-48-	○	KDDI DODサービスの一部	
		0053-63-	×	KDDI DODサービスの一部	
		0077-43-	×	KDDI VPネット(仮想専用線サービス)、 広域短縮	
		0052- 0053-53-	×	KDDI国際電話サービスの一部 国際料金通知	
	00XYの事業者 識別番号 (他事業者提供)	00XY-	×	「0088」等の事業者識別番号による電気 通信事業者を指定した発信 (0088フリーコールなど以下に記載のもの は除く)	・ACR機能は停止して利用することをお勧めいたします。 ・事業者識別番号の後に国内・携帯・国際(自動ダイヤル)等の本サービスでご利用可能な 電話番号をダイヤルした場合、そのダイヤルした事業者識別番号を利用せずに相手 先へ電話をかけたことになります。
		0037-6- 0044- 0066- 0088-	○	0037-6- 着信課金サービス 0044国際着信課金サービス 0066国際国内着信課金サービス 0088フリーコール	
	#ダイヤル	#4桁の 番号	×	着信短縮ダイヤル、クイックナンバー等	
電話を受ける 場合	他事業者サービスの着信		×	1XYの3桁番号サービスを使った着信	コレクトコール、話中調べ等での着信
				NTT東西のフリーアクセスの着信先回 線としての設定・登録	

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。

【別表2】ご利用いただけない機能・サービス

機能・サービス		注意事項・備考
通信機能・サービス	ISDN	現在INS64をご利用中の場合は以下の点にご注意願います。 ・本サービスではISDNの機能はご利用いただけません。 ・2ch利用はできません。1ch(1回線)での提供となります。 ・ISDN専用電話機やISDN専用端末はご利用いただけません。 ・DSU, TA(ターミナルアダプタ)を取り外してください。 ・ISDNのサブアドレス着信(相手先電話番号の後に「*」を付けてダイヤルする)等のご利用いただけません。
	G4 FAX通信／スーパーG3 FAX通信	G3 FAXは概ねご利用いただけます。
	パケット通信	
	ユーザー間情報通知(UUI)	
通話機能・サービス	プッシュ回線の短縮ダイヤル機能	短縮ダイヤル以外のプッシュホン機能はご利用いただけます。
	ボイスワープセレクト等	
	ボイスワープの一部機能	JCOMの転送サービスでは無応答時転送、応答後転送機能はご利用いただけません。
	電話機能付インターフォン(ドアフォン)	電話の発着信は利用できなくなりますので、必要に応じて別の電話機をご用意ください。
電話番号に関する機能・サービス	i・ナンバー	
	代表組み	
	ダイヤルイン	
JCOM又は他事業者が提供する機能・サービス		
	お申込み電話番号に付随する各種サービス	定額料金が発生する場合がありますので、解約の手続きを行なってください。
	BizFAX	定額料金が発生する場合がありますので、解約の手続きを行なってください。

※番号ポータビリティをお申込みの場合、NTT東日本・NTT西日本の付加サービス、割引サービスは自動的に解約となります。

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。

ケーブルプラス電話利用規約

ケーブルプラス電話サービス提供に伴う設備の設置及び請求等に関する規約

第1条 適用

本規約は、KDDI株式会社及び JCOM 株式会社（以下あわせて「KDDI等」といいます。）が定める「ケーブルプラス電話サービス契約約款」（以下「ケーブルプラス電話約款」といいます。）を承諾し、株式会社ひまわりてれび（以下「当社」といいます。）を介して、KDDI等よりケーブルプラス電話サービス（以下「ケーブルプラス電話」といいます。）の提供を受ける者と当社の間における、設備の設置、料金の請求等について適用されます。

- 2 当社又はKDDI等（以下あわせて「当社等」といいます。）がホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。

第2条 規約の変更

当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

- 2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条 契約の成立

当社所定の工事の申込みをする者が、本規約を承認し、別に定める当社所定の申込書に所要事項を記入のうえ、当社に対し当社所定の工事の申込みをし、当社がこれを承諾したときに、当社と当該申込者との間で、本規約を契約内容とする工事に関する契約が成立します（以下契約成立後の当該申込者を「契約者」といいます。）。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、申込みを承諾しないことがあります。
 - 1）電話接続回線（以下「電話接続回線」という）を設置し、又は保守することが技術上困難なとき。
 - 2）申込みをした者が、工事に関する費用その他当社に対する支払いを怠る恐れがあるとき。
 - 3）その他当社の業務遂行上、支障があるとき。

第4条 設備の設置等

契約者は、ケーブルプラス電話への申込みをしたことをもって、当社が、ケーブルプラス電話に必要な設備の設置等を実施することにつき、承認したものとします。その工事及び保守等は、当社指定の機器、工法などにより、すべて当社又は当社の指定する業者が行うものとします。なお、終端装置は当社等が提供し、所有権は当社に帰属します。

- 2 設備の設置等及び保守の工事を行うために必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、又はこれら及び電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主その他利害関係人のあるときは、契約者はあらかじめ当該利害関係人の承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。
- 3 契約者は、電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
- 4 共同住宅などの共聴施設により契約者がサービスを受ける場合は、別途協議するものとします。
- 5 契約者は当社等が提供した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又は線条その他の導体を接続しないこととします。

第5条 KDDI等の提供サービスに係る債権の譲渡等

契約者は、ケーブルプラス電話約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権が、KDDI等の定めるところにより当社に譲渡されること、その結果当社が当該債権を契約者に請求すること、を承諾したものとします。また、この場合、契約者は、当社等が契約者への債権譲渡に関する個別の通知又は承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

第6条 料金適用条件（料金額）

第4条1項に定める設備の設置等に伴う料金（以下「設置等料金」といいます。）は契約者負担とし、その額は別表に定めることとします。また、KDDI等が提供するケーブルプラス電話に係る料金はケーブルプラス電話約款に定めるところによります。

- 2 設置等料金及び前条に基づきKDDI等が当社に債権譲渡した料金（以下両者を併せて「本利用料金」といいます。）の支払い方法は、当社が別に定めるところによります。また、その請求については当社指定締日で行うことといたします。
- 3 契約者が、本利用料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社から別に定める方法によりお支払いいただきます。
- 4 契約者が、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%（電気通信事業法施行規則第22条の2の13の2第2号の規定の適用に係る場合は当該規定に定める率）の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社に対して、当社が別に定める方法によりお支払いいただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第7条 サポート

契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合は、契約者の設備・利用容態に問題がないことを確認のうえ、当社に申告していただきます。

- 2 前項の申告に基づき、当社は当社等の設備の修理又は対応（以下「サポート」といいます。）のための手配を行います。但し、利用環境・容態及び申告の時間帯等により対応できない又は相応の時間を要する場合があります。
- 3 第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備・利用形態に問題がある場合、並びに当社等の責に帰すことのできない事由により契約者が本サービスを利用できない場合、当社は前項のサポートの責を負いません。

第8条 契約の解除

当社は、次の場合には、本契約を解除することがあります。この場合において、契約者は契約解除にともない債務の履行を免除されるものではありません。

- 1) 工事費その他の債務の全部又は一部について支払期日を経過してもなお支払わない又は支払わないおそれのあるとき。
- 2) 契約の申込みに当たって、事実と異なる記載を行ったこと等が判明したとき。
- 3) 当社が工事契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線路その他の導体を連絡したとき。
- 4) 電気通信回線の地中化等、当社等又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社等の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でサービス継続が出来ないとき。
- 5) 工事契約又は契約者と当社との間で成立した契約に違反した又は違反する恐れがあるとき。
- 6) その他当社の業務遂行上、支障があるとき。

2 当社は、前項の規定により、本契約を解除する場合は、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第9条 承諾の限界

当社は契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難であるとき、若しくは保守することが著しく困難であるとき、契約者が本利用料金その他債務の支払いを現に怠り若しくは怠る恐れがあると認められる相当の理由があるとき等、当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その請求をした者に通知します。ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第 10 条 個人情報

当社は、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を個人情報の保護に関する法律及び当社の「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。

- 2 当社は、個人情報を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
 - 1) サービスを提供すること（契約管理、料金課金、保守、サポート対応等を含みます。）。
 - 2) サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及び分析を行うこと。
 - 3) 個々の契約者に有益と思われる当社のサービス又は当社の業務提携先の商品、サービス等の情報を、郵便、電子メール等により送付し、又は電話すること。なお契約者は当社が別途定める方法で届出ることにより、この取り扱いを中止させたり、再開させたりすることができます。
 - 4) 契約者から個人情報の取り扱いに関する同意を求めるために、電子メール、郵便等を送付し、又は電話すること。
 - 5) サービス開発のため、開発試験募集の案内を郵便、電子メール等により送付し、又は電話すること。
 - 6) 契約者の解約日より1年間を限度として、前5号に定める利用目的の範囲内において個人情報を取り扱うこと。
 - 7) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
- 3 当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。
- 4 当社は、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることを行わない限り、第三者に個人情報を開示提供しないものとします。
- 5 前項にかかわらず、個人情報の保護に関する法律 第 27 条（第三者提供の制限）に基づき、当社は、必要な範囲で警察機関等第三者に個人情報を開示することがあります。
- 6 当社は、契約者の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの（以下「統計資料」といいます。）を作成し、新規のサービスの開発等、業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。
- 7 当社は、契約者から当社が保有する個人情報の開示を請求された場合は、別表に定められた個人情報開示手数料を徴収できるものとします。

附則

本規約は、2025 年（令和 7 年）1 月 1 日から施行します。

【別表】

●第 6 条の1に定める料金額

区分	対象者	工事内容	単位	建物形態	
				戸建	集合住宅
本サービスの加入時	他サービス既契約者	追加工事	1ケーブルプラス電話 接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
	他サービス未契約者	新規工事	1ケーブルプラス電話 接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
本サービスの解約時	ケーブルプラス電話契約者	撤去工事	1ケーブルプラス電話 接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額

注 上記の料金について、電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 13 の 2 第 2 号の規定の適用があるときは当該規定に従って取扱います。

●第 10 条の7に定める個人情報開示手数料

個人情報開示手数料	会社所定料金
-----------	--------

ひまわりでれび

「ケーブルプラス電話」に関する説明事項(重要)の改定について

2026 年 1 月 1 日よりケーブルプラス電話の料金が改定されます。これに伴い、2025 年 10 月 1 日より「ケーブルプラス電話」に関する説明事項(重要)の一部を次表のとおり改定します。内容をご確認のうえ、ご覧の「ケーブルプラス電話」に関する説明事項(重要)とあわせて本紙を保管ください。

改定箇所	改定前	改定後																												
(11)-2.月額利用料	(11)-2.月額利用料 a.定額利用料 <table><tr><td>基本料</td><td>1,330 円(税込 1,463 円)</td></tr></table>	基本料	1,330 円(税込 1,463 円)	(11)-2.月額利用料 a.定額利用料 <table><tr><td>基本料</td><td> 【2025 年 12 月ご利用分まで】 1,330 円(税込 1,463 円) 【2026 年 1 月ご利用分より】 1,490 円(税込 1,639 円) </td></tr></table>	基本料	【2025 年 12 月ご利用分まで】 1,330 円(税込 1,463 円) 【2026 年 1 月ご利用分より】 1,490 円(税込 1,639 円)																								
基本料	1,330 円(税込 1,463 円)																													
基本料	【2025 年 12 月ご利用分まで】 1,330 円(税込 1,463 円) 【2026 年 1 月ご利用分より】 1,490 円(税込 1,639 円)																													
(11)-6.付加サービス利用料	(11)-6.付加サービス利用料 <table><tr><th>サービス名</th><th>月額利用料</th></tr><tr><td>割込通話</td><td>300 円(税込 330 円)</td></tr><tr><td>発信番号表示</td><td>400 円(税込 440 円)</td></tr><tr><td>番号通知リクエスト^{注1}</td><td>200 円(税込 220 円)</td></tr><tr><td>割込番号表示^{注2}</td><td>100 円(税込 110 円)</td></tr><tr><td>迷惑電話自動ブロック</td><td>300 円(税込 330 円)</td></tr><tr><td>着信転送^{注3}</td><td>500 円(税込 550 円)</td></tr></table> 注1 発信番号表示の契約が必要です。また、利用にあたり利用開始の設定が必要です。 詳しくは後日お送りする「ケーブルプラス電話 ご利用ガイド」をご確認ください。 注2 割込通話・発信番号表示の契約が必要です。 注3 My au からの申込みはできません。ケーブルテレビ会社へご連絡ください。また申込みに際し、ケーブルプラス電話のご契約者本人に相違ないことを確認させていただきます。本人確認に必要な書類は、電気通信事業法に定める電気通信番号計画 別表第4 本人特定事項の確認方法 1(1)および6にて指定された、運転免許証、パスポート、<u>国民健康保険、健康保険</u>、印鑑登録証明書等を指します。申込後、転送先電話番号・転送パターンの設定が必要です。詳しくは後日お送りする「ケーブルプラス電話 ご利用ガイド」をご確認ください。	サービス名	月額利用料	割込通話	300 円(税込 330 円)	発信番号表示	400 円(税込 440 円)	番号通知リクエスト ^{注1}	200 円(税込 220 円)	割込番号表示 ^{注2}	100 円(税込 110 円)	迷惑電話自動ブロック	300 円(税込 330 円)	着信転送 ^{注3}	500 円(税込 550 円)	(11)-6.付加サービス利用料 <table><tr><th>サービス名</th><th>月額利用料</th></tr><tr><td>割込通話</td><td>300 円(税込 330 円)</td></tr><tr><td>発信番号表示</td><td>400 円(税込 440 円)</td></tr><tr><td>番号通知リクエスト^{注1}</td><td>200 円(税込 220 円)</td></tr><tr><td>割込番号表示^{注2}</td><td>100 円(税込 110 円)</td></tr><tr><td>迷惑電話自動ブロック^{注3}</td><td> 【2025 年 12 月ご利用分まで】 300 円(税込 330 円) 【2026 年 1 月ご利用分より】 無料 </td></tr><tr><td>着信転送^{注4}</td><td>500 円(税込 550 円)</td></tr></table> 注1 発信番号表示の契約が必要です。また、利用にあたり利用開始の設定が必要です。詳しくは後日お送りする「ケーブルプラス電話 ご利用ガイド」をご確認ください。 注2 割込通話・発信番号表示の契約が必要です。 注3 <u>ご利用開始には、当社が別に定める同意事項への同意を含むお申込みが必要です。</u> 注4 My au からの申込みはできません。ケーブルテレビ会社へご連絡ください。また申込みに際し、ケーブルプラス電話のご契約者本人に相違ないことを確認させていただきます。本人確認に必要な書類は、電気通信事業法に定める電気通信番号計画 別表第4 本人特定事項の確認方法 1(1)および6にて指定された<u>マイナンバーカード</u>、運転免許証、パスポート、<u>資格確認書</u>、印鑑登録証明書等を指します。申込後、転送先電話番号・転送パターンの設定が必要です。詳しくは後日お送りする「ケーブルプラス電話 ご利用ガイド」をご確認ください。	サービス名	月額利用料	割込通話	300 円(税込 330 円)	発信番号表示	400 円(税込 440 円)	番号通知リクエスト ^{注1}	200 円(税込 220 円)	割込番号表示 ^{注2}	100 円(税込 110 円)	迷惑電話自動ブロック ^{注3}	【2025 年 12 月ご利用分まで】 300 円(税込 330 円) 【2026 年 1 月ご利用分より】 無料	着信転送 ^{注4}	500 円(税込 550 円)
サービス名	月額利用料																													
割込通話	300 円(税込 330 円)																													
発信番号表示	400 円(税込 440 円)																													
番号通知リクエスト ^{注1}	200 円(税込 220 円)																													
割込番号表示 ^{注2}	100 円(税込 110 円)																													
迷惑電話自動ブロック	300 円(税込 330 円)																													
着信転送 ^{注3}	500 円(税込 550 円)																													
サービス名	月額利用料																													
割込通話	300 円(税込 330 円)																													
発信番号表示	400 円(税込 440 円)																													
番号通知リクエスト ^{注1}	200 円(税込 220 円)																													
割込番号表示 ^{注2}	100 円(税込 110 円)																													
迷惑電話自動ブロック ^{注3}	【2025 年 12 月ご利用分まで】 300 円(税込 330 円) 【2026 年 1 月ご利用分より】 無料																													
着信転送 ^{注4}	500 円(税込 550 円)																													

(11)-7.割引料
金

(11)-7.割引料金

- ① auまとめトーク(ケーブルプラス電話からの発信通話について) *auケータイからの発信通話についてはau→自宅割の適用条件によります

(略)

②オプションお得パックについて

概要 ケーブルプラス電話の回線で、割込通話、発信番号表示、番号通知リクエスト、割込番号表示および迷惑電話自動ブロック(以下あわせて「対象付加サービス」)の付加サービス利用料が同時に発生する場合*、その付加サービス利用料の合計額 1,300 円(税込 1,430 円)を、690 円(税込 759 円)に割引します(オプションお得パック)。

※オプションお得パックは、対象付加サービスの付加サービス利用料が発生する月のその付加サービス利用料に自動で適用されます。

③迷惑電話自動ブロック月額利用料割引について

概要 迷惑電話自動ブロックのご利用開始月(注)の翌月において、迷惑電話自動ブロックの付加サービス利用料 300 円(税込 330 円)(②欄のオプションお得パックの適用があるときは、オプションお得パック適用後の付加サービス利用料の合計額 690 円(税込 759 円))から 300 円(税込 330 円)を割引します。
注 付加サービス利用料については、ご利用開始月は原則無料です。(「(11)-1.料金に関するご注意」参照)

(11)-7.割引料金

- ① au まとめトーク(ケーブルプラス電話からの発信通話について) *au ケータイからの発信通話については au→自宅割の適用条件によります

(略)

②オプションお得パックについて

【2025 年 12 月ご利用分まで】

概要 ケーブルプラス電話の回線で、割込通話、発信番号表示、番号通知リクエスト、割込番号表示および迷惑電話自動ブロック(以下あわせて、この欄において「対象付加サービス」)の付加サービス利用料が同時に発生する場合*、その付加サービス利用料の合計額 1,300 円(税込 1,430 円)を、690 円(税込 759 円)に割引します(オプションお得パック)。

※オプションお得パックは、対象付加サービスの付加サービス利用料が発生する月のその付加サービス利用料に自動で適用されます。

【2026 年 1 月ご利用分より】

概要 ケーブルプラス電話の回線で、割込通話、発信番号表示、番号通知リクエストおよび割込番号表示(以下あわせて、この欄において「対象付加サービス」)の付加サービス利用料が同時に発生する場合*、その付加サービス利用料の合計額 1,000 円(税込 1,100 円)を、500 円(税込 550 円)に割引します(オプションお得パック)。

※オプションお得パックは、対象付加サービスの付加サービス利用料が発生する月のその付加サービス利用料に自動で適用されます。

③迷惑電話自動ブロック月額利用料割引について

【2025 年 12 月ご利用分まで】

概要 迷惑電話自動ブロックのご利用開始月(注)が 2025 年 11 月までの場合、その翌月において、迷惑電話自動ブロックの付加サービス利用料 300 円(税込 330 円)(②欄のオプションお得パックの適用があるときは、オプションお得パック適用後の付加サービス利用料の合計額 690 円(税込 759 円))から 300 円(税込 330 円)を割引します。
注 付加サービス利用料については、ご利用開始月は原則無料です。(「(11)-1.料金に関するご注意」参照)

【2026 年 1 月ご利用分より】

(削除)